

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則
 - 福島県財務規則の一部を改正する規則 一
 - 福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則 三
 - 福島県企業局 四
 - 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 六
 - 福島県病院局 六
 - 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 六

規則

福島県財務規則の一部を改正する規則及び福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の一号を加える。
八 法第二百四十三条の二第二項の指定公金事務取扱者に関すること。
第五条第一項表以外の部分中「（歳入の徴収又は収納の事務の委託及び支出の事務の委託に係る事項を除く。）」を削り、同項の表に次のように加える。

14	法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定による	特に重要と認められるものを除き、部長
----	---------------------------------	--------------------

指定公金事務取扱者に関すること（法第二百四十三条の二第一項の規定による指定、同条第九項の規定による措置、同条第十項の規定による報告の徴求及び法第二百四十三条の二の三第一項の規定による指定の取消しを除く。）	
--	--

第四十七条の見出し中「私人に」を削り、同条中「施行令第五百五十八条第一項」を「法第二百四十三条の二第一項」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。
第四十八条を次のように改める。

第四十八条 法第二百四十三条の二第一項の規定により指定公金事務取扱者に歳入の徴収の事務を委託したときは、会計管理者にその旨を通知しなければならない。

2 法第二百四十三条の二第一項の規定により指定公金事務取扱者に歳入（歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）の収納の事務を委託したときは、会計管理者にその旨を通知しなければならない。

第四十九条第一項中「歳入（歳入歳出外現金を含む。）」を「歳入等」に改め、同条第二項及び第五項中「第五百五十七条の二第一項各号」を「第五百五十八条第一項各号」に改める。

第六十一条中「施行令第五百五十八条第一項」を「法第二百四十三条の二第一項」に改める。

第八十四条に次の一号を加える。

十三 債権者の指定するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録でHTMLその他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであつて、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別番号によつて特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるものをいう。）から発行される書面により支払う経費で、金額及び支払先が明らかなもの

第九十条の三第二項中「その他金融機関又は」を削る。

第九十六条第一項中「第六十五條の五」を「第六十五條の四」に改め、同条第三項中「第六十五條の六第二項」を「第六十五條の五第二項」に改める。

第一百二十二条第二項中「千円以上であり、かつ、工期が百日以上」を「三百円以上」

に改める。

第百十六条の見出しを「(公金の支出の委託)」に改め、同条中「施行令第百六十五条の第三項」を「法第百四十三条の第二項」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第百四十三条の第二項の規定により指定公金事務取扱者に支出の事務を委託したときは、会計管理者にその旨を通知しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、委託された支出をしたときは、その結果を支出権者を經由して会計管理者に報告しなければならない。

第百二十一條第一項中「第百六十五条の七」を「第百六十五条の六」に改める。

第百二十二條に次の一項を加える。

2 前項の規定による検査は、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、オンライン会議システムの活用等により遠隔地から行うことができる。

第百二十七條第十号中「協定」を「協定等」に、「食料又は物品を購入する」を「食料、物品若しくは備品の購入、委託業務又は資機材の使用若しくは賃借を行う」に改める。

第百二十八條に次の一項を加える。

5 契約の相手方は、前項の規定による当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であつて、当該保証契約の相手方たる銀行若しくは確実と認める金融機関又は保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

第百七十六條第一項中「第百四十三条の第二項各号」を「第百四十三条の二の八第一項各号」に改める。

第百七十七條中「第百四十三条の二の第二項後段」を「第百四十三条の二の八第一項後段」に改める。

第百九十四條を次のように改める。

(指定公金事務取扱者)
第百九十四條 法第百四十三条の二第一項の規定により指定公金事務取扱者を指定しようとするときは、会計管理者に合議(教育長及び警察本部長にあつては、協議。第四項において同じ。)しなければならない。

2 知事は、法第百四十三条の二第一項の規定により指定公金事務取扱者に公金事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項を告示しなければならない。

一 当該指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

二 当該指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

三 指定をした日

四 委託をした日

3 知事は、指定公金事務取扱者から前項第一号に係る事項について変更の届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

4 法第百四十三条の二の三第一項の規定により指定公金事務取扱者の指定を取り消

そうとするときは、会計管理者に合議しなければならない。

5 知事は、法第百四十三条の二の三第一項の規定により指定公金事務取扱者の指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

6 法第百四十三条の二第一項の規定により公金事務の委託を受けた者は、同項の規定により当該委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として施行令第百七十三条第一項各号の要件を満たす者に委託をすることができ、この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について知事の承認を受けなければならない。

7 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適正かつ確実に遂行することができる者として施行令第百七十三条第一項各号の要件を満たす者に対してするときに限り、その一部を再委託することができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について知事の承認を受けなければならない。

8 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。

9 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、別に定めるところにより、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。

10 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

11 この規則に定めるもののほか、指定公金事務取扱者に委託する公金事務に関しては、その都度知事が定めるところによる。

別表第一中「福島県立富岡支援学校」を「福島県立ふたば支援学校」に改める。

「
単備契
約によ
るもの、
警察等
の委託
料で捜
査関係
のもの

「
以下の
場合に
あつて
は()
書によ
ることが
でき
る。
・ 単備
契約に
よるも
の
・ 警察
等の委
託料で
捜査関

別表第四(その二) 12の項中

又は社 会福祉 法に基 づくも のにあ つては (一)書 による ことが できる。	を	係のもの の・社会 福祉関 係法に 基づく もの ・家畜 伝染病 発生時 等にお ける防 疫対策 業務に 関する 協定等 による もの
--	---	---

に改め、同表(その二)

6の項中「私人に対する」を「指定公金事務取扱者への」に改める。
別表第七中「福島県立富岡支援学校」を「福島県立ふたば支援学校」に改める。
第六十二号様式(その一)を削り、第六十二号様式(その二)を第六十二号様式とす
る。

附 則

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、この規則の施行の日の前日において現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下この項において「従前の公金事務」という。)を行わせている者(地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の指定を受けた者を除く。)に当該従前の公金事務を行わせることができる。

(財政課)

福島県規則第五十一号

福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

福島県財務規則の特例に関する規則(昭和三十九年福島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五章 納入通知書によるキャッシュレス決済等収入(第六六条―第八八条)」を「第二十五章 納入通知書によるキャッシュレス決済等収入(第六六条―第

第二百六章 農業総合センターの物品売払代金収入(第九九条・第一百零八条)に改める。

第一条中「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第五十八条第一項」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十三条の二第一項」に、「並びに納入通知書によるキャッシュレス決済等収入」を「納入通知書によるキャッシュレス決済等収入並びに農業総合センターの物品売払代金収入」に改める。

第二十三条、第二十八条、第三十八条、第四十三条、第五十三条第一項、第六十四条、第六十七条、第七十四条、第七十六条、第八十条、第八十二条及び第八十九条中「施行令第五十八条第一項」を「法第二百四十三条の二第一項」に、「受けた者」を「受けた指定公金事務取扱者」に改める。

第九十二条中「施行令第五十八条第一項」を「法第二百四十三条の二第一項」に、「もの」を「指定公金事務取扱者」に改める。
第一百一条及び第六六条中「施行令第五十八条第一項」を「法第二百四十三条の二第一項」に、「受けた者」を「受けた指定公金事務取扱者」に改める。

第二十五章の次に次の一章を加える。
第二十六章 農業総合センターの物品売払代金収入

(領収書の発行)
第九九条 受託者(法第二百四十三条の二第一項の規定により、農業総合センターの物品売払代金収入の収納事務の委託を受けた指定公金事務取扱者をいう。以下この章において同じ。)は、現金を収納したときは、納入者に対し別に定める領収書を交付しなければならない。

(指定金融機関等への払込み)
第一百条 受託者は、月の末日までに収納した歳入の内容を示す計算書を翌月十五日までに収入権者に提出しなければならない。ただし、その日が休日等に当たるときは、これらの日の翌日までに提出しなければならない。

2 収入権者は、受託者に、前項の規定により提出のあつた計算書に基づく歳入に係る納入通知書(財務規則第四十号様式)を送付しなければならない。

3 受託者は、第一項の規定により提出した計算書に基づく歳入を、前項の規定により送付された納入通知書により、収入権者の指定する期日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。この場合において、その日が休日等に当たるときは、これらの日の前日までにこれを払い込まなければならない。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(財政課)

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

福島県知事 内堀雅雄

福島県企業局管理規程第1号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第50条に次の1号を加える。

- (13) 債権者の指定するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録でHTMLその他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであつて、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別番号によつて特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるものをいう。）から発行される書面により支払う経費で、金額及び支払先が明らかかなもの

第56条第1項中「第21条の13」を「第21条の12」に改める。

第65条第2項中「1,000万円以上であり、かつ、工期が100日以上」を「300万円以上」に改める。

第154条の6中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第178条第1項中「100分の5以上」の次に「の額」を加え、「、100分の10以上）の額」を「100分の10以上の額、電子入札（所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させること（以下「電子入札記録」という。）により行う入札をいう。以下同じ。）の方法により契約を締結する不動産又は動産の売払いにあつては予定価格の100分の10以上の額であつて契約権者が定める額）」に改め、同条に次の1項を加える。

5 契約の相手方は、前項の規定による当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる銀行若しくは、确实と認める金融機関又は保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

第194条第1項中「（所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させること（以下「電子入札記録」という。）により行う入札をいう。以下同じ。）」を削る。

第195条第1項中「電子入札」の次に「（不動産又は動産の売払いに係るものを除く。）」を加える。

第196条中「100分の3以上の額」の次に「（不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあつては、当該入札に係る予定価格の100分の10以上の額であつて契約権者が定める額）」を加え、「担保として」を削り、「有価証券を」を「有価証券（不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあつては、当該有価証券又は当該入札に関して契約権者の利用する電子入札システムを管理する事業者が発行するところの当該入札に参加しようとする者が当該入札に係る入札保証金を支払うに足る資力を有する旨の保証証書）を担保として」に改める。

第216条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第216条の2第1項中「第21条の14第1項」を「第21条の13第1項」に改め、同条第3項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第228条第1項中「第243条の2第1項各号」を「第243条の2の8第1項各号」に改める。

第229条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

別表第1収益勘定の表中 「特別収益」 を 「特別利益」 に、 「その他特別収益」

別 を 「その他特別利益」 に改める。

別表第一費用勘定の表に備考として次のように加える。
事項及び事業については、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(企業総務課)

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第4号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第3項中「第5号」を「第4号」に改める。

第46条第1項中「第21条の13」を「第21条の12」に改める。

第54条第1項中「施行令第21条の11第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改め、同条第2項中「施行令第21条の11第1項」を「地方自治法第243条の2第1項」に改める。

第61条第1項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第85条を次のように改める。

第85条 削除

第89条を次のように改める。

第89条 削除

第90条第1項中「第43条第1項第5号」を「第43条第1項第4号」に改める。

第91条中「前2条」を「前条」に改める。

第212条、第213条第1項及び第2項並びに第213条の2中「第21条の14」を「第21条の13」に改める。

第237条第1項及び第238条中「第243条の2」を「第243条の2の8」に改める。

様式第4号（その1）の附表（その1）を次のように改める。

附表（その1）

債権者	摘 要	金 額	領 収 証 書			番 号	
			受 領 年 月 日	受 領 印	収 入 印 紙		
		円				小 切 手	
						口座振替 請 求 書	
		円				小 切 手	
						口座振替 請 求 書	
		円				小 切 手	
						口座振替 請 求 書	

備考

- この様式は、同一の勘定科目から同時に2人以上の債権者に対して支出する場合に使用すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（その2）の附表（その1）を次のように改める。

附表（その1）

債権者	摘 要	金 額	領 収 証 書			番 号	
			受 領 年 月 日	受 領 印	収 入 印 紙		
		円			<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>	小 切 手	
						口座振替 請 求 書	
		円			<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>	小 切 手	
						口座振替 請 求 書	
		円			<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>	小 切 手	
						口座振替 請 求 書	

備考

- 1 この様式は、同一の勘定科目から同時に2人以上の債権者に対して支出する場合に使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（その1）（給与以外）の附表（その1）を次のように改める。

附表（その1）

債権者	摘 要	金 額	領 収 証 書			番 号	
			受 領 年 月 日	受 領 印	収 入 印 紙		
		円				小 切 手	
						口座振替 請 求 書	
		円				小 切 手	
						口座振替 請 求 書	
		円				小 切 手	
						口座振替 請 求 書	

備考

- この様式は、同一の勘定科目から同時に2人以上の債権者に対して支出する場合に使用すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（その2）（給与）の附表（その1）を次のように改める。

附表（その1）

債権者	摘 要	金 額	領 収 証 書			番 号	
			受 領 年 月 日	受 領 印	収 入 印 紙		
		円			<div style="border: 1px dashed black; height: 100px; width: 100%;"></div>	小 切 手	
						口座振替 請 求 書	
		円			<div style="border: 1px dashed black; height: 100px; width: 100%;"></div>	小 切 手	
						口座振替 請 求 書	
		円			<div style="border: 1px dashed black; height: 100px; width: 100%;"></div>	小 切 手	
						口座振替 請 求 書	

備考

- 1 この様式は、同一の勘定科目から同時に2人以上の債権者に対して支出する場合に使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第41号を次のように改める。

様式第43号を次のように改める。

様式第43号 削除

様式第53号を次のように改める。

様式第53号 削除

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 管理者は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、この規程の施行の日の前日において改正前の第54条第1項の規定により現に公金の支出に関する事務を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）附則第7条の規定による改正後の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条の2において準用する改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該公金の支出に関する事務を行わせることができる。

（病院経営課）